

現場説明書

- 1 業務名 汐入ポンプ場ほか改築基本設計業務委託
2 監督員 上下水道局技術部下水道施設課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 する しない
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 する(回以内) しない

4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- ~~(1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初年度(——年度)	——%	支払限度額・委託代金額の——%
第2年度(——年度)	——%	支払限度額・委託代金額の——%
第3年度(——年度)	——%	支払限度額・委託代金額の——%

- ~~(2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。~~

5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
- ア 委託代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
- イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
- ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。

- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
- オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。
- カ 直営工事届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

- ア 支給材料 あり なし
- イ 貸与品 あり なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

- 部分引渡し指定部分 あり なし

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時、変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

汐入ポンプ場ほか
改築基本設計業務委託

特記仕様書

1. 概要

本委託業務（以下、「業務」という。）は、「下水道用設計標準歩掛表－第3巻 設計委託－」（令和2年度）（発行元：公益社団法人日本下水道協会）のポンプ場・終末処理場改築実施設計業務「業務委託標準仕様書」、「業務委託一般仕様書 業務委託特記仕様書」（平成31年4月）（発行元：一般財団法人 下水道事業支援センター）、「建築設備耐震設計・施工指針」（2014年版）（発行元：一般財団法人 日本建設センター）、「コンクリート標準仕方書 維持管理編 2018年版」（発行元：公益社団法人 土木学会）、「公共建築工事標準仕様書」（平成31年版）、「建築工事管理指針」（令和元年版）（発行元：一般社団法人 公共建築協会）、「公共建築改修工事標準仕様書」（平成31年版）、「建築改修工事管理指針」（令和元年版）（発行元：一般社団法人 建築保全センター）及び本特記仕様書に基づき、汐入ポンプ場ほかの設備を改築するための基本設計を行うことを目的とする。

2. 施設概要

2-1 基本事項

(1) 名称	汐入ポンプ場
(2) 位置	横須賀市汐入町1丁目1番地
(3) 敷地面積	約1,580m ²
(4) 計画地盤高	+3.600m
(5) 周囲の土地利用	第1種住居地域
(6) 下水排除方式	合流式、一部分流式
(7) 汚水送水先	若松排水区汚水第1幹線～日の出ポンプ場

2-2 基本事項

(1) 名称	馬堀ポンプ場
(2) 位置	横須賀市馬堀海岸1丁目30番1号
(3) 敷地面積	約1,420m ²
(4) 計画地盤高	+3.100m
(5) 周囲の土地利用	第1種低層住居専用地域
(6) 下水排除方式	合流式、一部分流式
(7) 汚水送水先	大津排水区第1幹線～下町浄化センター

2-3 施設諸元

2-3-1 汐入ポンプ場計画雨水放流量、計画雨天時最大汚水量

名称	期 別	
	全 体 計 画	事 業 計 画
	m ³ /秒	
計画雨水放流量	6.684	6.714
計画雨天時最大汚水量	1.133	1.133

2-3-2 汐入ポンプ場主ポンプ設備等概要

項目	全体計画	事業計画	既設
雨水ポンプ	立軸斜流ポンプ <ul style="list-style-type: none"> ・ φ 1,200mm×220m³/分 ×7.0m×376kW×1台 ・ φ 1,000mm×200m³/分 ×7.0m×342kW×1台 	スクリーポンプ <ul style="list-style-type: none"> ・ φ 2,850mm×165m³/分 ×4.72m×300PS×2台 水中ポンプ <ul style="list-style-type: none"> ・ φ 600mm×40m³/分 ×7.0m×75kW×2台 	スクリーポンプ <ul style="list-style-type: none"> ・ φ 2,850mm×165m³/分 ×4.72m×300PS×2台
揚水能力	420m ³ /分	410m ³ /分	330m ³ /分
汚水ポンプ	スクリーポンプ <ul style="list-style-type: none"> ・ φ 900mm×11m³/分 ×5.75m×18.5kW×2台 ・ φ 1,650mm×46m³/分 ×5.6m×75kW×2台 	同左	スクリーポンプ <ul style="list-style-type: none"> ・ φ 900mm×11m³/分 ×5.75m×18.5kW×2台 ・ φ 1,650×46m³/分 ×5.6m×75kW×2台
揚水能力	114m ³ /分	同左	114m ³ /分
除じん設備	-	-	雨水粗目スクリーン <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路巾2,000mm×高さ 2,700mm×目巾100mm× 2か所 汚水スクリーン <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路巾2,200mm×高さ 2,200mm×目巾150mm× 1か所
ゲート設備	-	-	流入連絡ゲート <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁口1,000mm×1,000mm ストローク1,050mm
脱臭設備	-	-	立型カートリッジ式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理風量40m³/分 静圧1.96kPA(200mmA q) 200V 50Hz

2-3-3 馬堀ポンプ場計画雨水放流量、計画雨天時最大汚水量

名称	全体計画	事業計画
	m ³ /秒	m ³ /秒
計画雨水放流量	3.140	3.140
計画雨天時最大汚水量	1.700	1.700

2-3-4 馬堀ポンプ場主ポンプ設備等概要

項目	全体計画	事業計画	既設
雨水ポンプ	スクリーポンプ ・ $\phi 2,700\text{mm} \times 146\text{m}^3/\text{分}$ ×5.3m×270PS×2台	同左	スクリーポンプ ・ $\phi 2,700\text{mm} \times 146\text{m}^3/\text{分}$ ×5.3m×270PS×2台
揚水能力	292m ³ /分	同左	292m ³ /分
汚水ポンプ	スクリーポンプ ・ $\phi 900\text{mm} \times 11\text{m}^3/\text{分}$ ×4.9m×15kW×2台 ・ $\phi 1,550\text{mm} \times 40\text{m}^3/\text{分}$ ×4.9m×75kW×2台	同左	スクリーポンプ ・ $\phi 900\text{mm} \times 11\text{m}^3/\text{分}$ ×4.9m×15kW×2台 ・ $\phi 1,550 \times 40\text{m}^3/\text{分}$ ×4.9m×75kW×2台
揚水能力	102m ³ /分	102m ³ /分	102m ³ /分
除じん設備	-	-	雨水スクリーン ・ 水路巾1,900mm×高さ 2,700mm×目巾135mm× 1か所 汚水スクリーン ・ 水路巾1,000mm×高さ 2,700mm×目巾135mm× 1か所
脱臭設備	-	-	立型カートリッジ式 ・ 処理風量40m ³ /分 静圧1.96kPA (200mmA q) 200V 50Hz

3. 業務委託内容

3-1 対象施設

- (1) 汐入ポンプ場
- (2) 馬堀ポンプ場

3-2 汐入ポンプ場対象設備

(1) 既設設備

- No. 1, 2 雨水ポンプ : $\phi 2,850\text{mm} \times 165\text{m}^3/\text{分} \times 4.72\text{m}$
- No. 1, 4 汚水ポンプ : $\phi 1,650\text{mm} \times 46\text{m}^3/\text{分} \times 5.6\text{m}$
- No. 2, 3 汚水ポンプ : $\phi 900\text{mm} \times 11\text{m}^3/\text{分} \times 5.75\text{m}$
- 雨水粗目スクリーン : 水路巾 2,000mm×高さ 2,700mm×目巾 100mm
- 汚水粗目スクリーン : 水路巾 2,200mm×高さ 2,200mm×目巾 150mm
- 流入連絡ゲート : 呑口 1,000mm×1,000mm×ストローク 1,050mm
- 脱臭設備 : 風量 40m³/分、静圧 1.96kPA (200mmAq)

(2) 上記設備に係わる共通補機、配管弁類、ダクト等

- (3) 上記設備に係わる電気設備
- (4) 設計対象施設と設計範囲及び補正は、別表-1による
- (5) 自家発電設備

3-3 馬堀ポンプ場対象設備

(1) 既設設備

No. 1, 2 雨水ポンプ	: $\phi 2,700 \text{ mm} \times 146 \text{ m}^3/\text{分} \times 5.3 \text{ m}$
No. 1, 4 汚水ポンプ	: $\phi 1,550 \text{ mm} \times 40 \text{ m}^3/\text{分} \times 4.9 \text{ m}$
No. 2, 3 汚水ポンプ	: $\phi 900 \text{ mm} \times 11 \text{ m}^3/\text{分} \times 4.9 \text{ m}$
雨水粗目スクリーン	: 水路巾 $1,900 \text{ mm} \times$ 高さ $2,700 \text{ mm} \times$ 目巾 135 mm
汚水粗目スクリーン	: 水路巾 $1,000 \text{ mm} \times$ 高さ $2,700 \text{ mm} \times$ 目巾 135 mm
脱臭設備	: 風量 $40 \text{ m}^3/\text{分}$ 、静圧 1.96 kPA (200 mmAq)

- (2) 上記設備に係わる共通補機、配管弁類、ダクト等
- (3) 上記設備に係わる電気設備
- (4) 設計対象施設と設計範囲及び補正は、別表-2による。
- (5) 自家発電設備

3-4 設計内容

(1) 基本条件の確認

既設対象設備の構成、敷地条件、関係法令及び流入量等の処理実績を確認し、既設対象設備の、施工方法の検討を行う。

(2) 機種選定

最新技術の動向を踏まえ、安全性、環境保全性、信頼性、経済性、維持管理性等を含め十分比較検討する。

(3) 容量計算

決定した機種に必要な機械設備、電気設備の容量計算を行う。

(4) 配置計画

経済性、施工性、維持管理性等を踏まえた機器配置の検討を行う。

(5) 構造計画

設備改築等による、構造検討を行う。

(6) 基礎

選定機器の配置決定後、荷重条件を整理し、新設する選定機器の基礎形式について検討を行う。

(7) 仮設及び工事工程

現在稼働中である雨水、汚水ポンプ設備等の更新であるため、ポンプ場運用に与える影響が最小限となるよう、仮設計画や工事工程の検討を行う。また、停止するポンプ設備等が極力少なくなるよう考慮し、やむを得ず全停止となる

場合でも停止時期を考慮するとともに停止期間が短くなるよう同様に検討を行う。

(8) 電気室等

電気室内の配置計画、荷重条件の整理、電気室の強度検討を行う。

(9) 撤去

本業務において、雨水、汚水ポンプ設備等に使用されているパッキン、ガスケット等に石綿が含まれているか書類調査を行い、適切な解体工法を選定する。これらの結果を踏まえ、施工方法の検討を行う。

(10) 事業計画

各種検討結果を踏まえ、概略工事工程を立案する。併せて、概算工事費を算出する。

次年度以降の実施設計および建物の構造上の問題も加味したポンプの据付計画とすること。

(11) 劣化診断

ア 診断計画

請負者は、委託契約後速やかに作業項目、手順および作業内容、実施工程、体制等について詳細な業務計画を立案し、次の各号に掲げる事項を明らかにした業務計画書を監督員に提出し承諾を受けなければならない。なお、現地調査に当たっては、必ず施設運用管理者の了解のもとに行うこと。

- ・主たる調査場所、方法、使用機器および使用材料
- ・検体採取箇所の設定根拠について
- ・実施工程表
- ・配置する技術者は、本業務委託の土木および建築担当者とする。

イ 資料収集・整理

対象施設、構造物に関する地盤および構造条件について、本市が提供する資料およびその他関係資料の収集を行い、整理するとともに調査の基礎資料とする。

ウ 現地調査・確認

(ア) 対象施設およびその周辺の地形等の整理

対象施設および周辺の状況、地形等について、現地踏査による目視調査を行い、現状を整理する。なお、対象施設の調査範囲は脚立や梯子の設置により目視可能な範囲とする。土木構造物における地下や水路部については呼吸用防護具や大掛かりな仮設を必要としない箇所で行うこと。

(イ) 形状、寸法調査

構造物と構造図を現地で照合する。構造図がないものは、躯体寸法を実測する。構造図のないもので実測できない部材箇所については、RCレーダー等により測定する。

(ウ) 配筋調査

監督員の承認を得て鉄筋探査により、各構造部材の配筋状況（ピッチ、かぶりなど）を調査し記録する。同時に、鉄筋の腐食度も記録する。

(エ) コンクリートコア採取

事前に鉄筋探査を行い、鉄筋位置を避けてコア抜きを行う。コアの径は原則φ100mmとする。なお、採取した箇所については、従前と同等以上の強度を発揮するよう修復し仕上げも同様とする。採取数は、馬堀ポンプ場は各フロア3箇所、汐入ポンプ場は各フロア3箇所および自家発電室増築分の1～2階フロア各3箇所とする。なお、採取位置等については、監督員と事前に協議するものとする。

(オ) コンクリートの圧縮強度試験

コンクリート構造物のコンクリート圧縮強度は、第三者機関により圧縮強度試験を基本とする。ただし、採取場所が限定される場合は、シュミットハンマー試験を行い推定圧縮強度を求める。

(カ) 中性化深さ試験

鉄筋コンクリート構造物の中性化深さを測定する。中性化深さは、圧縮強度試験を行ったコンクリートコアの割裂により行う。コンクリートコアが採取困難な箇所においては、はつりにより現地で中性化深さを測定する。なお、はつり箇所については、従前どおりに補修する。

(キ) 変状調査

目視により躯体コンクリートのクラック、遊離石灰、ジャンカ、漏水、漏水痕、鉄筋腐食等の状況、伸縮目地の劣化、損傷についても調査する。特記すべき状況があれば写真に記録し整理する。

(ク) 地盤調査

施設、構造物周辺の地盤調査（資料調査等）を行い、診断に必要な土質データを収集する。 ※ボーリングデータ貸与

(ケ) 調査結果整理、考察

調査結果に基づき構造物の健全度に関する評価を行う。

(コ) 写真撮影

現況建物調査中、重要な工程および建物全景等を写真撮影する。

エ 改修計画の策定

診断の結果のもとに、対象施設の中性化の進行具合について総合的に評価し、改修対策の必要性を判断する。

併せて、他の劣化の進行が進んでいる項目に関しても改修内容の整理を行う。

～中性化対策検討について～

対策検討では、対策工法（表面保護、断面修復、再アルカリ化等）の比較検討を行い、概算工事費、工期を算出する。また、施設の運転管理状況、施設の休止や代替処理施設等の確保等、補強工事の実施にあたりどのような影響があるのか課題を整理する。

オ 照査

照査担当者は、一級建築士の資格を有している者とする。また、請負者は、業務を履行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、段階的に照査を実施し成果品に間違いがないよう努めなければならない。

3-5 設計協議、現地調査

設計協議及び現地調査は、下表に示す回数以上を実施すること。

項 目		回 数
設計協議	第1回打合せ	1
	中間打合せ	2
	最終打合せ	1
現 地 調 査 (各施設)		各 1

3-6 提出図書

- | | | |
|-------------|------------|----|
| (1) 基本設計検討書 | A4判製本 | 3部 |
| (2) 容量計算書 | A4判製本 | 3部 |
| (3) 基本設計図 | A3判折りたたみ製本 | 3部 |

(4) 劣化診断報告書	A4判製本	2部
(5) (1)～(3)の電子成果品	CD-RまたはDVD-R	3部
(6) (4)の電子成果品	CD-RまたはDVD-R	2部

4. 配置する技術者

(1) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道））の資格を有するものとする。また、元請けとして、機械、電気、建築及び土木担当を各々選任し、土木担当には技術士（下水道）、建築担当には一級建築士の資格を有するものとする。

なお、管理技術者は、主要な協議及び現地調査に出席しなければならない。

(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道））の資格を有するものとする。

5. その他

(1) 請負者は、本業務を一括して他人に請け負わせてはならない。

(2) 協力事務所、下請負業者を使用する場合には下請負者届により提出する。

(3) 請負者が下請負者を使用しない場合は直營業務届により提出する。

(4) この要領に定めのない事項については、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

6. 資料の貸与

委託者は、請負者が業務を行うにあたって必要とする設計書等の資料を提供するものとし、請負者はその資料の管理については十分注意する。

7. 請負者の心得

請負者は、重大な判断に関わる重要な立場にあることを自覚し、常に公正な態度を保たねばならない。また、本件の実施により知り得た情報を当局の承諾なしに他に漏らしてはならない。

8. 積算基準について

諸経費率等は、「下水道用設計標準歩掛表－第3巻設計委託－」（令和2年度）、「下水道用設計積算要領－設計委託編－」（2020年版）（発行元：公益社団法人日本下水道協会）、「設計業務等標準積算基準書」（令和2年8月1日）及び「積算参考資料（計画・調査編）」（令和2年8月1日）（発行元：神奈川県県土整備局）による。

なお、本委託の使用単価世代は令和3年6月1日である。

別表-1 ポンプ場改築実施設計(基本設計・詳細設計)

《 汐入ポンプ場 》

1 設計対象施設と設計範囲

設計対象施設名	機械設計				電気設計			
	設計対象水量 (m ³ /秒)	改築レベル	構成部分	設計範囲	設計対象水量 (m ³ /秒)	改築レベル	構成部分	設計範囲
ポンプ室	7.85	2	ポンプ設備	○	7.85	2	受変電設備	○
			ゲート設備	○			自家発電設備	○
			除じん設備	○			制御電源及び計装用電源設備	○
							負荷設備	○
							計装設備	○
							監視制御設備	○

設計対象施設名	土木設計				建築設計			
	設計対象水量 (m ³ /日)	改築レベル	構成部分	設計範囲	設計対象水量 (m ³ /日)	改築レベル	構成部分	設計範囲
ポンプ室	7.85	2-2	躯体	○	7.85	2-2	躯体	○
			手すり、覆類等	○			仕上げ等	○
			内部防食・防水				建築機械	
							建築電気	

改築レベルの区分			
改築レベル	レベル区分の説明		
	機械・電気	土木・建築	
レベル1	処理方式、処理フロー及び維持管理方式の変更などに伴い一連の主要設備を新たな仕様(機種、台数、能力、システムなど)へ変更し、改築を行う場合	処理方式等の変更に伴い、既設構造物を撤去し、新たな構造物を設置する場合。ただし、土木・建築における機能拡充は、水処理、汚泥処理方式の変更などに伴う既設構造物の撤去と新たな構造物の設置などであり、標準歩掛の対象外とする。	
レベル2	劣化した主要設備を最新の技術動向に対応して改築と、それに伴う関連設備(補機、電気設備等)の改築を行う場合	レベル2-1	構造物、部屋等の用途変更、及び耐震性能向上のための補強等による躯体の変更並びに法令基準等の改正対応に伴う改築を行う場合。
		レベル2-2	
レベル3	劣化した設備の、仕様変更や仮設を伴わない単純な改築を行う場合	劣化した付帯設備の単純な改築を行う場合	

2 補正

設計対象施設名	補正項目	有・無
ポンプ室	設計対象水量に係る補正	有
	脱臭に係る補正	有
	機盤に係る補正	有

別表-2 ポンプ場改築実施設計(基本設計・詳細設計)

《馬塚ポンプ場》

1 設計対象施設と設計範囲

設計対象施設名	機械設計				電気設計			
	設計対象水量 (m ³ /秒)	改築レベル	構成部分	設計範囲	設計対象水量 (m ³ /秒)	改築レベル	構成部分	設計範囲
ポンプ室	4.84	2	ポンプ設備	○	4.84	2	受変電設備	○
			ゲート設備				自家発電設備	○
			除じん設備	○			制御電源及び計装用電源設備	○
							負荷設備	○
							計装設備	○
								監視制御設備

設計対象施設名	土木設計				建築設計			
	設計対象水量 (m ³ /日)	改築レベル	構成部分	設計範囲	設計対象水量 (m ³ /秒)	改築レベル	構成部分	設計範囲
ポンプ室	4.84	2-2	躯体	○	4.84	2-2	躯体	○
			手すり、覆頭等	○			仕上げ等	○
			内部防食・防水				建築機械	
							建築電気	

改築レベルの区分			
改築レベル	レベル区分の説明		
	機械・電気	土木・建築	
レベル1	処理方式、処理フロー及び維持管理方式の変更などに伴い一連の主要設備を新たな仕様(機種、台数、能力、システムなど)へ変更し、改築を行う場合	処理方式等の変更に伴い、既設構造物を撤去し、新たな構造物を設置する場合。ただし、土木・建築における機能拡充は、水処理、汚泥処理方式の変更などに伴う既設構造物の撤去と新たな構造物の設置などであり、標準歩掛の対象外とする。	
レベル2	劣化した主要設備を最新の技術動向に対応して改築と、それに伴う関連設備(補機、電気設備等)の改築を行う場合	レベル2-1	構造物、部屋等の用途変更、及び耐震性能向上のための補強等による躯体の変更並びに法令基準等の改正対応に伴う改築を行う場合。
		レベル2-2	
レベル3	劣化した設備の、仕様変更や仮設を伴わない単純な改築を行う場合	劣化した付帯設備の単純な改築を行う場合	

2 補正

設計対象施設名	補正項目	有・無
ポンプ室	設計対象水量に係る補正	有
	脱臭に係る補正	有
	覆蓋に係る補正	有

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条(受託者等の責務)、第32条及び第33条(罰則)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

				課長	係長	担当者	設計者

(上段：前回 下段：今回)

令和 3 年度 設計積算書表紙(当初)

〈支出科目〉	
款	
項	
目	
節	
細節	
(工事・業務)名	汐入ポンプ場ほか改築基本設計業務委託
(工事・業務)箇所	横須賀市汐入町1丁目1番地ほか
工期	210 日間
設計金額	(円) (補助費 円、 単独費 円)
	(円)
	円 (補助費 円、 単独費 円)
	(円)
設計概要	(補助) 基本設計 (汐入ポンプ場) 1式 基本設計 (馬堀ポンプ場) 1式 設計協議 1式 現地調査 1式 (単独) 劣化診断 1式
(起工・変更)理由	令和3年度当初下水道事業計画に基づくものである。

本 工 事 費 内 訳 書

(上段:前 回 下段:今 回)

費目	工種	種別	細別	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
本委託費								
設計業務								
直接人件費								
基本設計 (汐入ポンプ場)				1	式			
基本設計 (局場ポンプ場)				1	#			
設計協議				1	#			
現地調査				1	#			
劣化診断				1	#			
計								
直接経費								
旅費交通費				1	式			
電子成果品作成費				1	#			
現場調査費				1	#			
計								
その他原価				1	式			

本 工 事 費 内 訳 書

(上段:前 回 下段:今 回)

費目	工種	種別	細別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
一般管理費等								
				1	式			
設計業務価格								
消費税等相当額								
				1	式			
本委託費計								

[補助]

本 工 事 費 内 訳 書

(上段:前 回 下段:今 回)

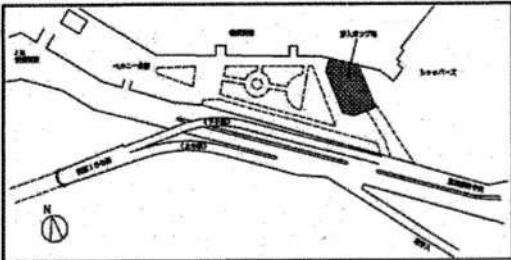
費目	工種	種別	細別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本委託費								
設計業務								
直接人件費								
基本設計 (汐入ポンプ場)				1	式			第 1 号内訳書
基本設計 (馬堀ポンプ場)				1	#			第 2 号内訳書
設計協議				1	#			第 3 号内訳書
現地調査				1	#			第 4 号内訳書
計								
直接経費								
旅費交通費				1	式			第 5 号内訳書
電子成果品作成費				1	#			
計								
その他原価				1	式			
一般管理費等				1	#			
設計業務価格								

[単独]

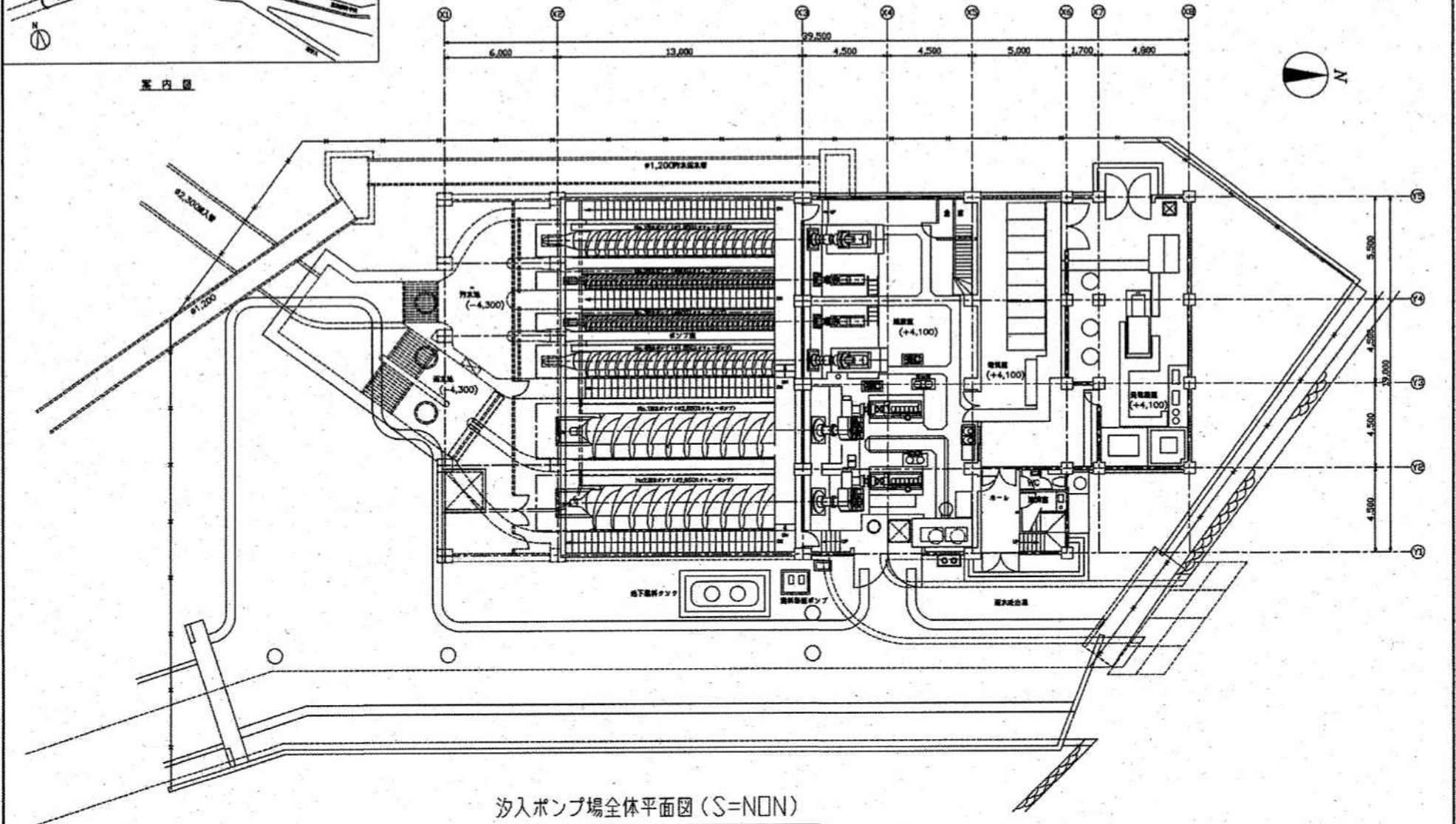
本 工 事 費 内 訳 書

(上段:前回 下段:今回)

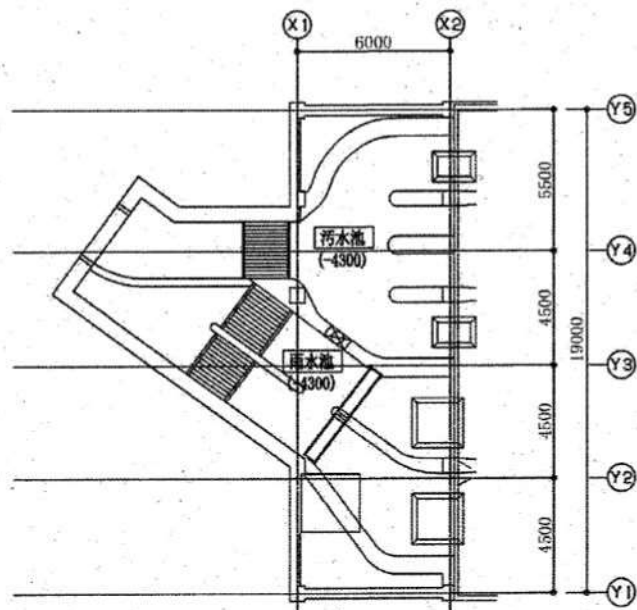
費目	工種	種別	細別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本委託費								
設計業務								
直接人件費								
劣化診断				1	式			第 6 号内訳書
計								
直接経費								
電子成果品作成費				1	式			
現場調査費				1	〃			第 7 号内訳書
計								
その他原価				1	式			
一般管理費等				1	〃			
設計業務価格								
消費税等相当額				1	式			
本委託費計								



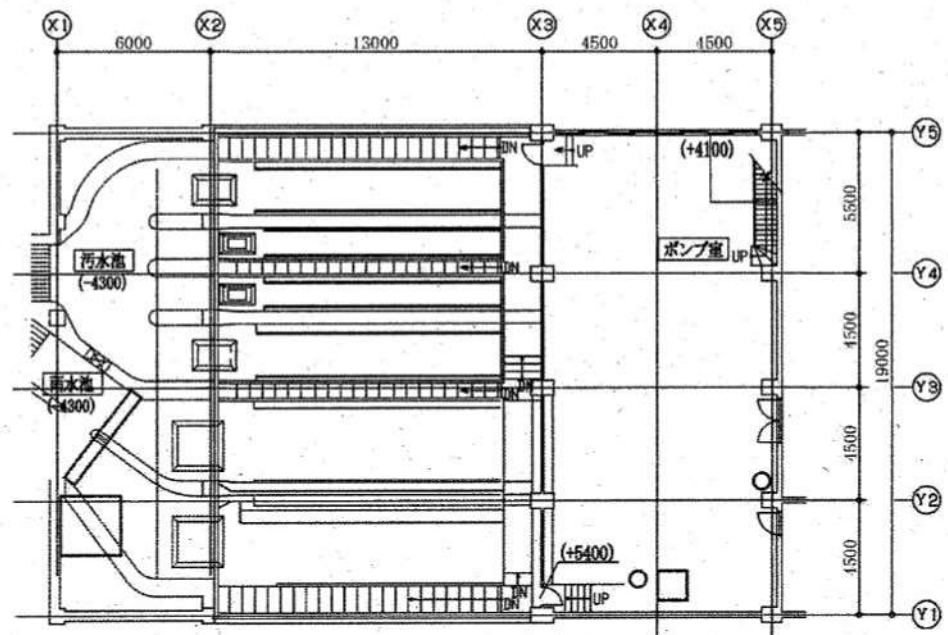
案内図



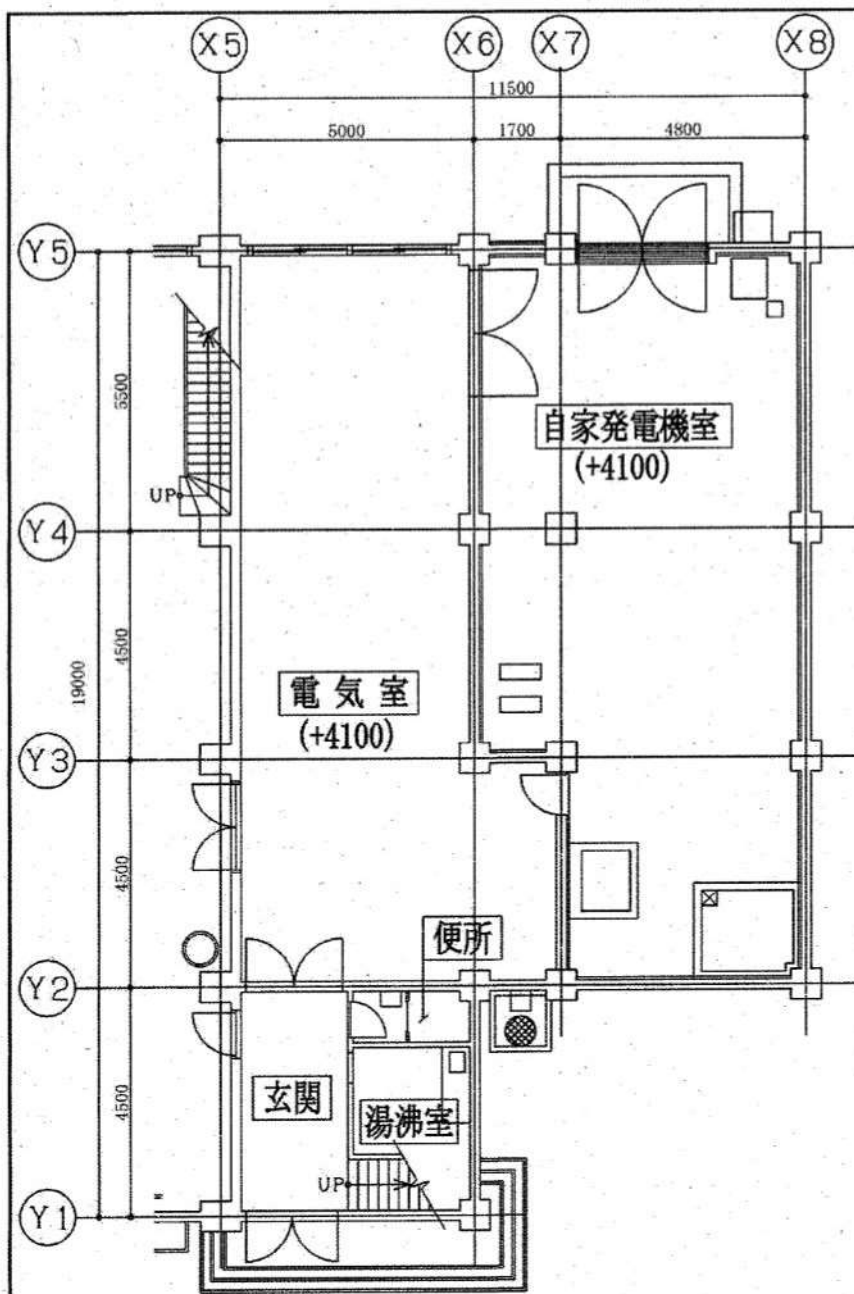
汚入ポンプ場全体平面図 (S=NON)



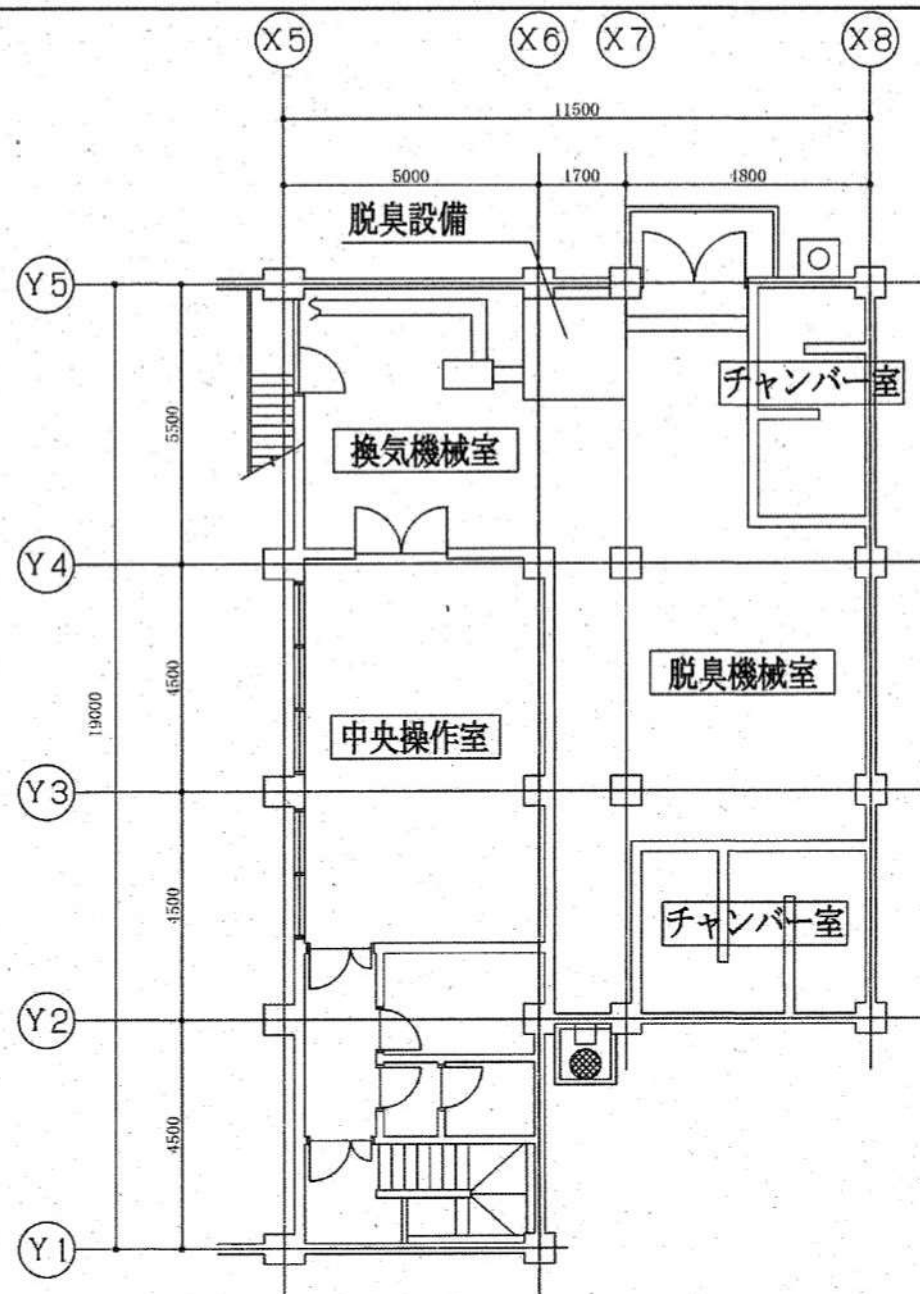
地下2階平面図 (S=NON)



地下1階平面図 (S=NON)

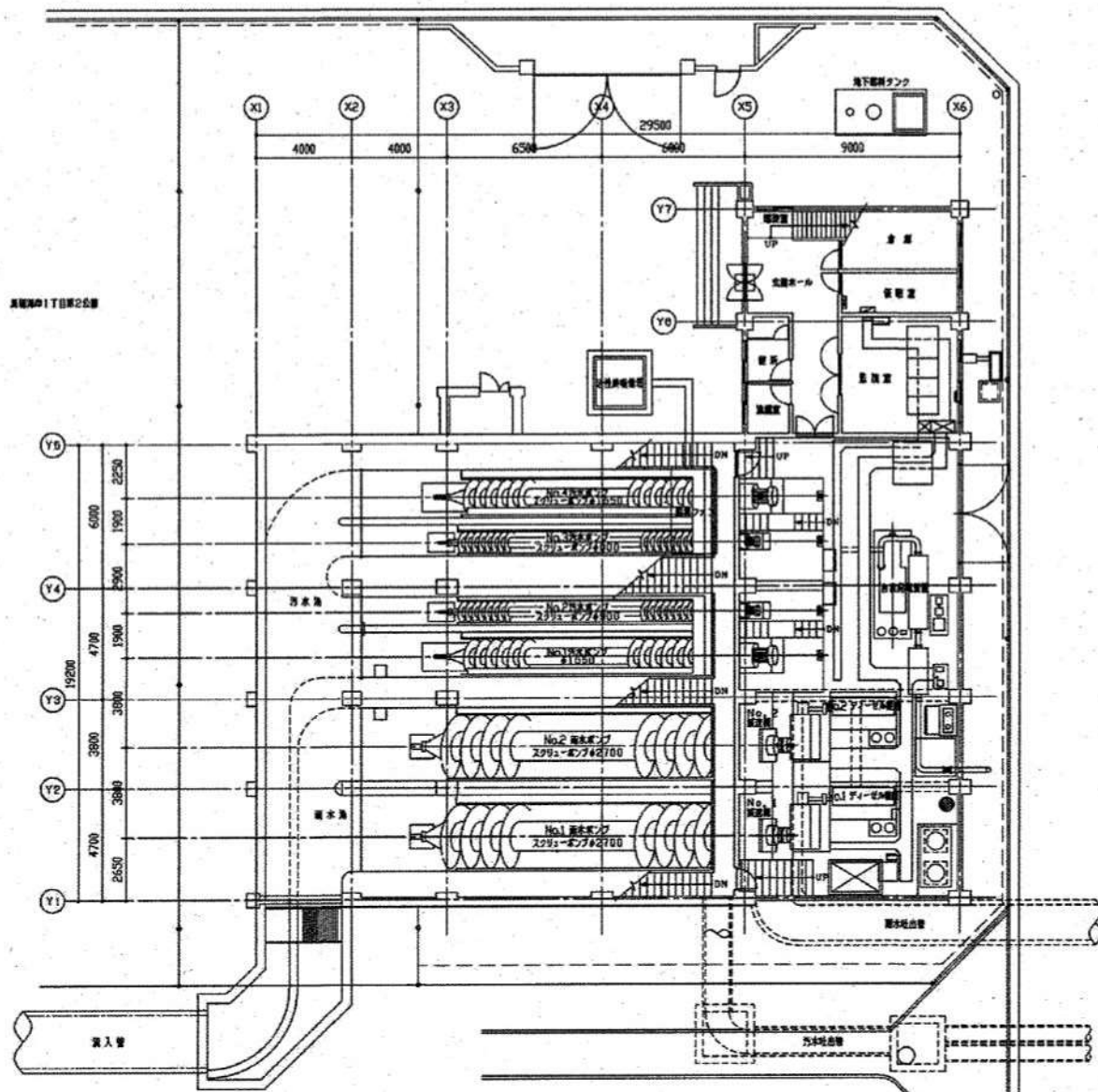


1階平面図 (S=NON)



2階平面図 (S=NON)

汐入ポンプ場 参考図(3/6)



馬堀ポンプ場

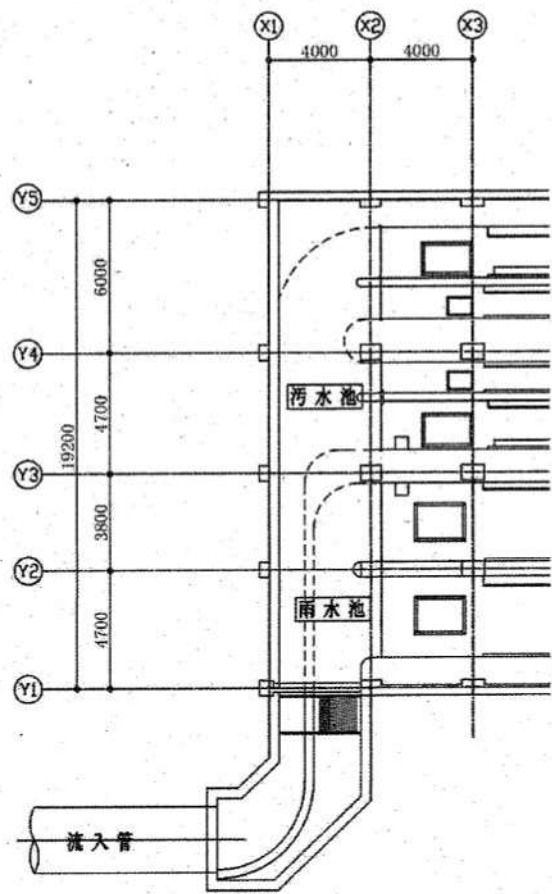
馬堀ポンプ場全体平面図 (S=NON)



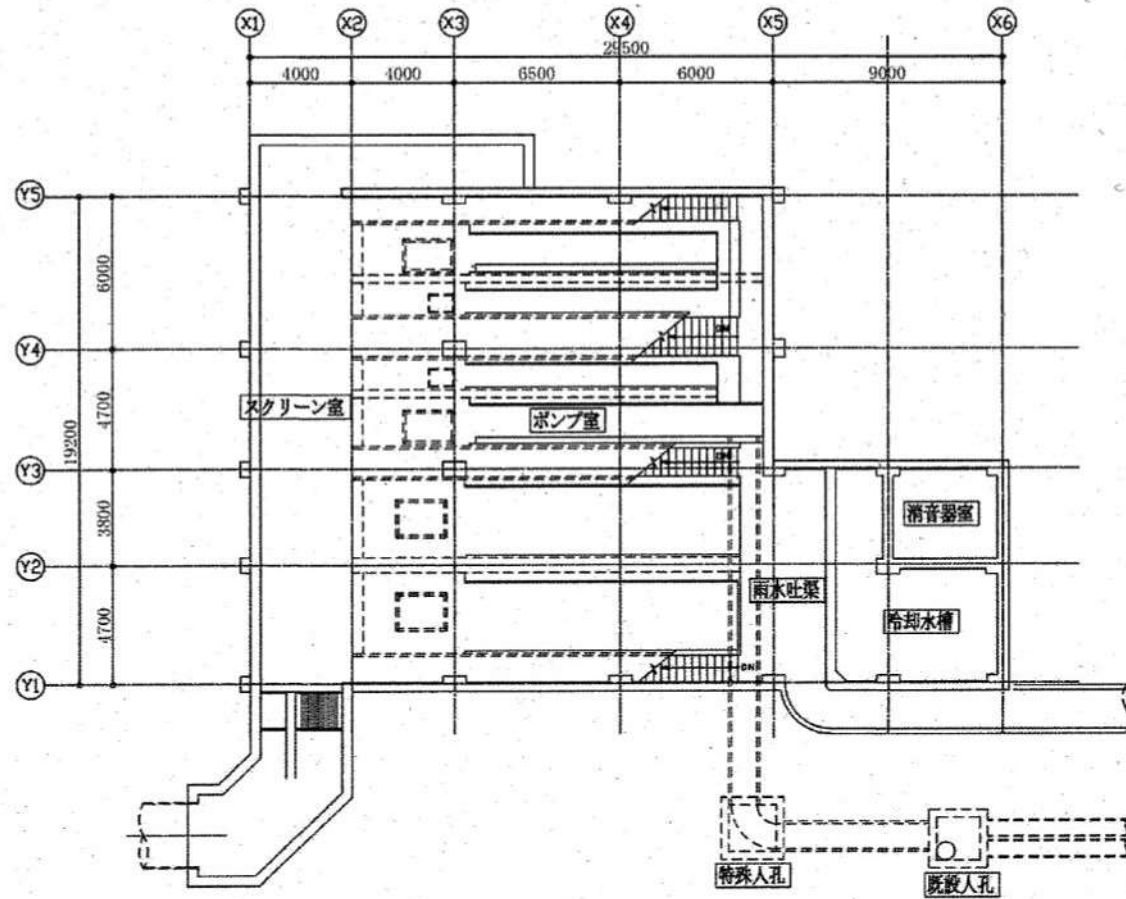
案内図



馬堀ポンプ場 参考図(4/6)



地下2階平面図 (S=NON)



地下1階平面図 (S=NON)

